

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する
サービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通所系サービス事業所

生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

(2) 短期入所サービス事業所

短期入所

(3) 訪問系サービス事業所

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

(4) 障害者支援施設等

障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

(5) 相談支援事業所

計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(交付目的)

第3条 通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所（以下、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所を総称して「障害福祉サービス等事業所」という。）、障害者支援施設等及び相談支援事業所が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、新型コロナウイルスへの感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービス提供時には想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1-1、1-2、1-3（以下「別表」という。）の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、交付申請できる額は別表の第4欄に定める基準単価（申請者が申請年度において既に交付決定を受けている場合は、基準単価から既交付決定額を除いた額）を上限とする。

2 本補助金の額は、事業所・施設ごとに、別表の第4欄に定める基準単価（申請者が申請年度において既に交付決定を受けている場合は、基準単価から既交付決定額を除いた額）と、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とを比較して少ない方の額とする

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の

実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書、同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号によるものとする。ただし、別表1-2に該当する事業所・施設においては、様式第5号についても提出しなければならない。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（別表の第4欄に定める額を限度とする。以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第6号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、第5条で提出をした様式第1号の提出をもって、報告があったものとみなす。

- 2 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行し、令和2年度実施事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月6日から施行し、令和3年度実施事業から適用する。

別表 1 - 1

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価（単位：千円、1事業所または1施設あたり）				
			サービス種別	共通	職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った場合（注3）		
(1) 障害福祉サービス等事業者等のサービス継続支援	(1) 令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当した県内（中核市の鳥取市除く）事業所・施設等 ①県等から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所 ②利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む） ③濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等	(1) 事業所等のサービス継続に必要な経費（事業所等消毒・清掃費用、マスク、手袋等の衛生用品の購入費、事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用、連携先事業所への利用者の引継ぎ等の際に生じる障害福祉サービス等報酬上では評価されない費用、送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要なとなる車のリース等の費用等） (2) 通所系サービス事業所が人数制限してサービス実施に係る費用（通所しない利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うために必要な車のリース等費、ICTを活用し、通所しない利用者に対する健康管理や相談援助等を行うための利用者用タブレットのリース等費用等） (3) 通所系サービス事業所及び短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等が事業所以外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用（サービス提供場所の賃料、物品使用料、職員の交通費、利用者の送迎に係る費用等） (4) 通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等による訪問サービス実施に係る経費（訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、居宅介護事業所	通所系サービス事業所	療養介護	1,978/事業所	左記に加えて 1,978/事業所	
				生活介護	631/事業所	左記に加えて 631/事業所	
				自立訓練（機能訓練）	288/事業所	左記に加えて 288/事業所	
				自立訓練（生活訓練）	228/事業所	左記に加えて 228/事業所	
				就労移行支援	221/事業所	左記に加えて 221/事業所	
				就労継続支援A型	279/事業所	左記に加えて 279/事業所	
				就労継続支援B型	294/事業所	左記に加えて 294/事業所	
				就労定着支援	44/事業所	左記に加えて 35/事業所	
				自立生活援助	23/事業所	左記に加えて 19/事業所	
				児童発達支援	271/事業所	左記に加えて 271/事業所	
				医療型児童発達支援	172/事業所	左記に加えて 172/事業所	
				放課後等デイサービス	257/事業所	左記に加えて 257/事業所	
				短期入所	短期入所	146/事業所	左記に加えて 146/事業所
				障害者支援施設等	施設入所支援	1,013/施設	左記に加えて 1,013/施設
					共同生活援助（介護サービス包括型）	335/事業所	左記に加えて 335/事業所
					共同生活援助（日中サービス支援型）	299/事業所	左記に加えて 259/事業所
					共同生活援助（外部サービス利用型）	150/事業所	左記に加えて 150/事業所
					福祉型障害児入所施設	985/施設	左記に加えて 985/施設
					医療型障害児入所施設	529/施設	左記に加えて 529/施設
					訪問系サービス事業所	居宅介護	107/事業所
重度訪問介護	175/事業所	—					
同行援護	60/事業所	—					
行動援護	106/事業所	—					
居宅訪問型児童発達支援	33/事業所	—					
保育所等訪問支援	35/事業所	—					

	に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金等) (5) その他、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費	相談支援事業所	計画相談支援	50/事業所	—
			地域移行支援	36/事業所	—
			地域定着支援	38/事業所	—
			障害児相談支援	37/事業所	—

(注1) 同一の事業所・施設について、「障害福祉サービス等事業所等におけるサービス継続支援事業」と「障害福祉サービス等事業所との連携支援事業」の両方を利用することができる。

(注2)

- ・事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。
- ・多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いる。

(注3) 「職員により利用者の居宅への訪問によるサービスを行った場合」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年4月9日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づきサービス提供している場合を指す。

(注4) 集団感染等が発生したことにより、別表1-1で定める基準単価では障害福祉サービス等を継続して提供することが困難となる場合、個別協議により知事の承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。

別表 1 - 2

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価（単位：千円、1事業所または1施設あたり）		
			サービス種別	共通	
(1) 障害福祉サービス等事業者等のサービス継続支援	別表1-1の「2 対象事業者」以外の県内（中核市の鳥取市を除く）事業所・施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所（注3）	(1) 通所系サービス事業所による訪問サービス実施に係る経費（訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金等） (2) その他、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費	通所系サービス事業所	療養介護	1,978/事業所
				生活介護	631/事業所
				自立訓練（機能訓練）	288/事業所
				自立訓練（生活訓練）	228/事業所
				就労移行支援	221/事業所
				就労継続支援A型	279/事業所
				就労継続支援B型	294/事業所
				就労定着支援	35/事業所
				自立生活援助	19/事業所
				児童発達支援	271/事業所
			医療型児童発達支援	172/事業所	
			放課後等デイサービス	257/事業所	
			短期入所	短期入所	146/事業所
			障害者支援施設等	施設入所支援	1,013/施設
共同生活援助（介護サービス包括型）	335/事業所				
共同生活援助（日中サービス支援型）	259/事業所				
共同生活援助（外部サービス利用型）	150/事業所				
福祉型障害児入所施設	985/施設				
医療型障害児入所施設	529/施設				

（注1）同一の事業所・施設について、「障害福祉サービス等事業所等におけるサービス継続支援事業」と「障害福祉サービス等事業所との連携支援事業」の両方を利用することができる。

（注2）

- ・事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。
- ・多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いる。

（注3）「別表1-1の「2 対象事業者」以外の県内（中核市の鳥取市を除く）事業所・施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月9日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づきサービス提供している事業所を指す。

（注4）集団感染等が発生したことにより、別表1-1で定める基準単価では障害福祉サービス等を継続して提供することが困難となる場合、個別協議により知事の承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。

別表 1 - 3

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価（単位：千円、1事業所または1施設あたり）			
			サービス種別	共通		
(2) 障害福祉サービス等事業者との連携支援	(1) 令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当する事業所・施設等の利用者の受入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った県内（中核市の鳥取市を除く）の事業所・施設 ①県等から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所 ②利用者又は職員に感染症が発生した障害福祉サービス等事業所、障害福祉施設等、相談支援事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む） ③感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業（注3）した障害福祉サービス等事業所	(1) 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用（追加で必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用、利用者引継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス報酬上では評価されない費用等） (2) 職員の応援派遣に係る費用（職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等） (3) その他、利用者の障害福祉サービスを確保する観点から、必要と認められる経費	通所系サービス事業所	療養介護	989/事業所	
				生活介護	316/事業所	
				自立訓練（機能訓練）	144/事業所	
				自立訓練（生活訓練）	114/事業所	
				就労移行支援	110/事業所	
				就労継続支援A型	140/事業所	
				就労継続支援B型	147/事業所	
				就労定着支援	17/事業所	
				自立生活援助	9/事業所	
			短期入所	児童発達支援	136/事業所	
				医療型児童発達支援	86/事業所	
				放課後等デイサービス	128/事業所	
				短期入所	73/事業所	
				障害者支援施設等	施設入所支援	506/施設
					共同生活援助（介護サービス包括型）	167/事業所
			共同生活援助（日中サービス支援型）		129/事業所	
			共同生活援助（外部サービス利用型）		75/事業所	
			福祉型障害児入所施設		493/施設	
			医療型障害児入所施設		264/施設	
			訪問系サービス事業所	居宅介護	41/事業所	
				重度訪問介護	67/事業所	
同行援護	23/事業所					
行動援護	41/事業所					
居宅訪問型児童発達支援	11/事業所					
保育所等訪問支援	13/事業所					
相談支援事業所	計画相談支援	25/事業所				
	地域移行支援	18/事業所				
	地域定着支援	19/事業所				

				障害児相談支援	18／事業所
--	--	--	--	---------	--------

（注1）同一の事業所・施設について、「障害福祉サービス等事業所等におけるサービス継続支援事業」と「障害福祉サービス等事業所との連携支援事業」の両方を利用することができる。

（注2）

- ・事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。
- ・多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いる。

（注3）「自主的に休業」（※）とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。

（注4）集団感染等が発生したことにより、別表1-1で定める基準単価では障害福祉サービス等を継続して提供することが困難となる場合、個別協議により知事の承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。

鳥取県知事 平井 伸治 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する
サービス継続支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。）第5条の規定により、下記のとおり申請します。

併せて、交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業等の名称	鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金
連絡先	電子メール： 電話番号：
算定基準額 ※実際に係った経費を記載すること	(1) 障害福祉サービス等事業者等のサービス継続支援 円
	(2) 障害福祉サービス等事業者との連携支援 円
交付申請額 兼実績報告額 ※交付要綱別表1-1から1-3の基準額と実際に係った経費を比べ、額の低い方を記載すること	(1) 障害福祉サービス等事業者等のサービス継続支援 円
	(2) 障害福祉サービス等事業者との連携支援 円
他補助金の活用	行政等から同じ目的で補助を受けた費用については、補助対象外。 (ただし、補助を越えた部分については当補助金の対象になります)
添付書類	1 様式第2号 2 様式第3号 3 様式第4号 4 各費目の積算根拠となる添付書類（領収書、手当等を支出したことを証する資料等（写し）） 5 口座振替依頼書 6 別表1-2の申請を行う者は各市町村が記載した様式第5号

様式第4号（第5条、第7条関係）

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する
サービス継続支援事業収支決算書

補助事業名 _____

1 収入

(単位：円)

	本年度決算額	前年度決算額	比較	備考
県補助金				
その他				
合計				

2 支出

(単位：円)

	本年度決算額	前年度決算額	比較	備考
報酬				
給与				
報償費				
賃金				
職員諸手当				
共済費				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
保険料				
使用料・賃借料				
備品購入費				
委託費				
その他				
合計				

(注1) 本資料は、事業所ごとではなく申請者ごとに作成すること。

(注2) 必要に応じて、行を追加すること。

(注3) 別表の1補助事業「(1)障害福祉サービス等事業者等のサービス継続支援」と「(2)障害福祉サービス等事業者との連携支援」において、双方の事業を交付申請及び実績報告を行う場合、様式第4号は事業ごとに分けて提出をすること。

※関係市町村に記載を依頼してください。

様式第5号（第5条、第7条関係）

第 号
年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

市町村名
氏 名

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する
サービス継続支援事業の対象事業者であることの証明書

次の者について、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（令和2年4月9日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）
に基づきサービス提供したことを証明します。

1 対象事業所名及び提供障害福祉サービスの種別

対象事業所名	
障害福祉サービス種別	

2 自主休業の場合（該当がなければ記載不要です）

市町村へ報告日	休業開始日	休業終了日	提供した代替措置

3 市町村の判断により、認めた内容（該当箇所に○をつけてください）

1. 通所系サービス事業所が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から自主休業し、居宅においてできる限りの支援をした
2. 通所系サービス事業所が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から居宅においてできる限りの支援をした
3. 入所系サービス事業所及び障害者支援施設等の利用者が自宅に戻った際に、自宅訪問や電話等によりできる限りの支援をした
4. その他市町村が判断した
（具体的な内容）

様

鳥取県知事

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する
サービス継続支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

令和 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

併せて、同日付の実績報告書（以下「実績報告書」という。）で報告のあった本補助金については、規則第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり額を確定することに決定したので、規則第18条第2項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額、交付決定額及び額の確定額は、次のとおりとする。

(1) 障害福祉サービス等事業者等のサービス継続支援

算定基準額	金	円
交付決定額（額の確定額）	金	円

(2) 障害福祉サービス等事業者との連携支援

算定基準額	金	円
交付決定額（額の確定額）	金	円

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第7号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

申請者名：

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金に係る消費税控除仕入税額報告書

令和 年 月 日付第 号で交付の決定通知（又は変更決定）があった補助金について、鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付要綱第6条の規定による補助金額の確定額
（令和 年 月 日付第 号による補助金交付決定額）
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）内訳資料及びその他参考となる資料を添付してください。